



**黒部市自殺対策推進計画  
中間評価**

**令和6年3月  
黒部市**

# 目次

## 第1章 中間評価の概要

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 中間評価の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 1 |
| 3 | 計画の期間   | 2 |
| 4 | 計画の数値目標 | 2 |
| 5 | 中間評価の目的 | 2 |
| 6 | 中間評価の方法 | 3 |

## 第2章 自殺の現状

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 自殺者数・自殺死亡率の推移 | 4 |
| 2 | 性別・年代別自殺者数    | 4 |

## 第3章 自殺対策における中間評価

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 基本施策について | 5 |
| 2 | 重点施策について | 6 |

## 第4章 自殺対策における今後の取組

- |   |           |     |
|---|-----------|-----|
| 1 | 基本施策について  | 7～9 |
| 2 | 重点施策について  | 10  |
| 3 | 新たな取組について | 11  |

## 第5章 自殺対策における今後の取組指標

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 基本施策について | 12 |
| 2 | 重点施策について | 13 |

## 資料編

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| 1 | 黒部市健康増進計画策定等に係る健康づくりに関する意識調査（アンケート）調査結果 | 14～20 |
| 2 | 黒部市健康づくり推進協議会規程                         | 21    |
| 3 | 黒部市健康づくり推進協議会委員名簿                       | 22    |

# 第1章 中間評価の概要

## 1 中間評価の趣旨

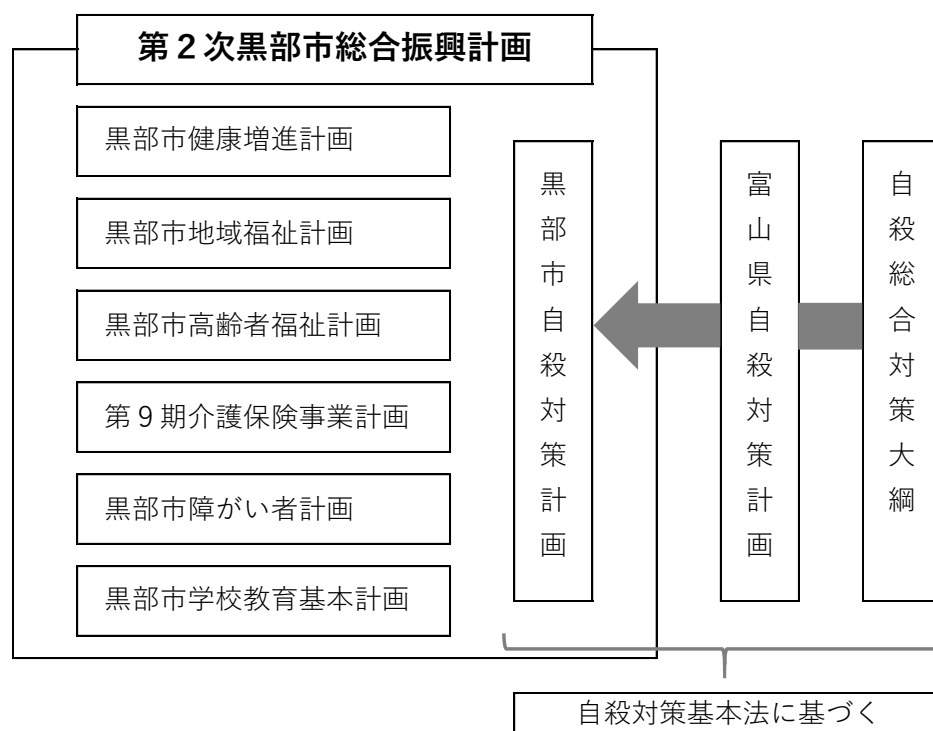
国は、2006年（平成18年）に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定し、これを機に自殺予防の取組は「個人の問題」から「社会の問題」へと認識の転換が図られ、総合的な自殺対策が推進されてきました。また、2017年（平成29年）7月に閣議決定された「新たな自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるとして、社会的かつ総合的な取組の必要性が述べられています。

基本法、大綱の基本認識を踏まえ、本市においては「誰も自殺に追い込まれることのない黒部市の実現」を基本理念とする黒部市自殺予防対策推進計画（以下「計画」という。）を2019年（平成31年）に策定し、本市の自殺予防対策の指針としました。また、計画は、自殺予防対策の本質を「生きることへの支援」と捉え、本市におけるこれまでの取組を基に今後の自殺予防対策を一層推進するため策定しました。

この中間評価では、これまでの計画の基本的な考えはそのままに、計画の進捗状況の評価を実施することで、計画策定から5年間で本計画がどれだけ推進されたか、新たな課題は何かを洗い出し、今後3年で取り組むべき課題や方向性を示しました。

## 2 計画の位置付け

計画は、基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、基本法及び大綱を踏まえ、また、関連性の高い計画である「黒部市健康増進計画」や「黒部市地域福祉計画」、「黒部市高齢者福祉計画」、「第9期介護保険事業計画」、「黒部市障がい者計画」、「黒部市学校教育基本計画」との整合性を図るものです。



### 3 計画の期間

当初、計画の期間は、2019年（平成31年）から2028年（令和10年）までの10年間としており、2023年（令和5年）に中間評価を行い、2028年（令和10年）度に最終評価を行う予定としておりましたが、2022年（令和4年）10月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、目標年度が2026年（令和8年）までとなったことから、計画の最終年度を国に合わせ、8年計画とします。今後、国の制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



### 4 計画の数値目標

大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%減少させることを目指しています。

当市においても、国の方針を踏まえつつ、2026年（令和8年）までに、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の平均自殺者数10人を30%以上減少させることを目標とします。

数値目標
<p><b>【年間自殺者数】</b> 2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の平均自殺者数10人を2026年（令和8年）までに30%以上減少させる。</p>

### 5 中間評価の目的

計画で掲げている目標について、計画策定時と中間評価時との比較を行い、その達成状況を評価基準により、評価を行い、今後の取組に反映します。

## 6 中間評価の方法

次の(1)(2)を組み合わせて、総合的に評価します。

- (1) 健康づくり及び心の健康に関する市民意識調査（アンケート調査）結果を基に、重点施策の活動指標や成果指標に対する達成状況を評価します。
- (2) 黒部市自殺対策推進庁内連絡会議において、第2次黒部市総合振興計画後期基本計画（2023～2027年度）での数値目標の確認を行いながら、黒部市自殺対策推進計画の重点施策の活動指標や成果指標に対する実績や達成状況について把握及び評価します。

また、評価に当たっては、2018年（平成30年）度から2022年（令和4年）度までの5年間について、計画策定時値と現状値を比較し、以下の基準で行います。

判定区分	判定基準
○	目標値に達成している。
△	目標値に達成していないが、数値が目標値に近づいている。
×	数値が目標値から遠ざかっている。
－	目標値を設定していない。現時点で評価できない。

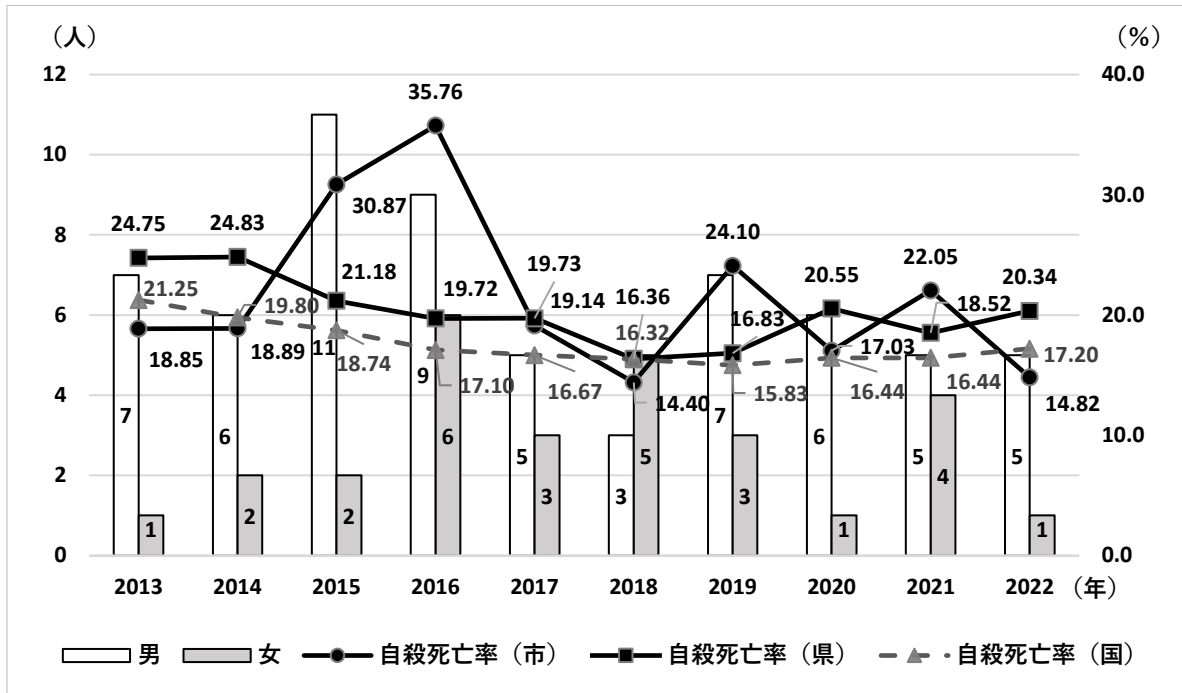
(1)の結果については、別添資料のとおり。

## 第2章 自殺の現状

### 1 自殺者数・自殺死亡率の推移

内閣府自殺統計（警察庁の自殺統計原票を集計した結果）より、

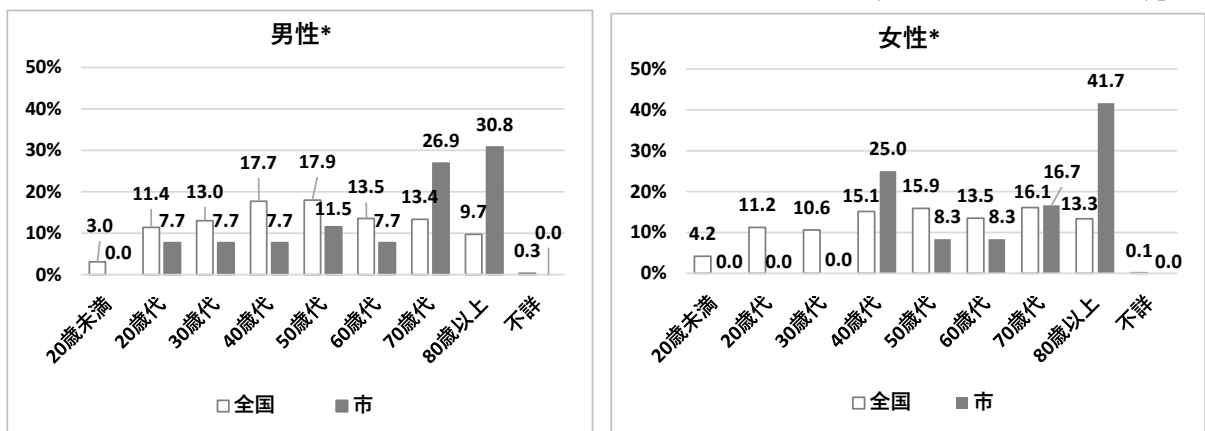
	2018年 (H30)	2019年 (H31(R1))	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	平均
自殺者数(人)	8	10	7	9	6	8
自殺死亡率(%)	14.40	24.14	17.03	22.05	14.82	18.49



2018年（平成30年）から2022年（令和4年）において、平均自殺者8人、自殺死亡率18.49であり、自殺死亡率は、国、県、市ともに横ばいとなっています。

### 2 性別・年代別自殺者数（2018年～2022年平均）

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（市町村：自殺日・住所地）」より



\*全自殺者に占める割合を示しています。

全国に比べ、男性では70歳以上の割合が高く、女性では、40歳代、80歳以上の割合が高くなっています。

### 第3章 自殺対策における中間評価

計画策定時値（2018年度）と現状値（2023年度）との比較を行い、判定基準にて評価を行いました。また、現状値（2023年度）は、2022年度の実績値、市民意識調査（2023年度）結果を反映し、掲載しております。

#### 1 基本施策について

基本施策	成果指標項目	関係課等	計画目標値 2028年度	策定時値 2018年度	現状値 2023年度	評価
地域におけるネットワークの強化	自殺対策ワーキング連絡会議の発足・開催	庁内関係課★	年1回	—	年1回	○
	[市民意識調査]自殺についての考え方で「身近な見守り等地域の力が必要だ」と回答する人の割合	健康増進課	50.0%	29.1%	30.2%	○
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の実施	健康増進課	対象者の拡充	78人	2回 50人 対象：市職員、地域	×
住民への啓発と周知	消費者生活相談出前講座の参加人数	市民環境課	※650人	110人	208人	○
	[市民意識調査]自殺に関する用語で「ゲートキーパー」を知っている人の割合	健康増進課	20.0%	3.3%	6.6%	○
生きることの促進要因への支援	母子健康相談延べ件数	健康増進課	※750人	672人	606人	×
	子育て支援センター及び子育て支援室の利用児童延べ人数	こども支援課	※14,000人	12,545人	5,360人	×
	[市民意識調査]自死遺族の相談を受けた場合、「専門家の相談を受けるように勧める」と回答する人の割合	健康増進課	50.0%	20.3%	19.1%	×
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	学校へ行くのが楽しいと感じている児童・生徒の割合	学校教育課	※100%	96.5%	94.6%	×
	小中学生向けこころすこやか事業の実施	健康増進課	毎年小中学校1校にて実施	1校	2校	○

## 2 重点施策について

重点施策	成果指標項目	関係課等	計画目標値 2028年度	策定時値 2018年度	現状値 2023年度	評価
勤務問題 対策	企業・労働者向け こころすこやか事業 の実施	健康増進課 黒部市 商工会議所	年間 4事業 にて実施	2事業所	0事業所	×
高齢者対策	見守りに携わる 実人数	福祉課	※1,500人	1,000人	601人	×
	認知症サポーター数	福祉課	※6,100人	2,500人	4,429人	○
	地域住民主体の 通いの場の 参加者延べ人数	福祉課	※1,200人	300人	507人	○
	要擁護高齢者在宅 福祉サービスの 利用延べ件数	福祉課	※3,900件	3,700件	3,408件	×

※第2次黒部市総合振興計画前期基本計画目標値

★2023年度（令和5年度）自殺対策ワーキング連絡会議の庁内関係課

企画情報課、市民環境課、福祉課、こども支援課、健康増進課、学校教育課、生涯学習文化課



## 第4章 自殺対策における今後の取組

今回の中間評価の結果等に基づき、事業内容について検討し、庁内関係課及び関係機関と連携して、以下の取組を進めてまいります。

### 1 基本施策について

#### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

##### 評価

黒部市自殺対策推進庁内連絡会議を開催し、市の自殺の状況や黒部市自殺対策推進計画施策の実施状況についての報告、意見交換を行いました。

##### 今後取り組む内容

- ①黒部市自殺対策推進庁内連絡会議を定期的で開催します。庁内におけるネットワークの構築及び強化につなげ、自殺対策に関する情報提供、周知を行ってまいります。
- ②市の自殺の状況や新たな取組を鑑みながら、ネットワーク構成員の参加拡大について検討してまいります。
- ③関係各課で実施している事業が、自殺対策につながるという認識を持つための共通ツールの作成を検討してまいります。
- ④地域福祉を担う民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会やNPO法人等の関係団体及びそのネットワークに対し、自殺対策に関する情報提供等を行い、重層的な支援体制を構築します。

#### 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

##### 評価

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、ゲートキーパー養成講座の実施回数は減少しました。また、受講対象者を民生委員・児童委員としておりましたが、令和4年度は市役所職員を対象に開催いたしました。

##### 今後取り組む内容

- ①対面でのゲートキーパー養成講座の実施に加え、オンラインによる実施を検討してまいります。
- ②黒部市自殺対策推進庁内連絡会議等を通じて、受講対象者の範囲を拡大するため、様々な団体にゲートキーパー養成講座について周知を行い、開催に結び付けてまいります。
- ③ゲートキーパー養成講座を一度受講した方へのフォローアップについて、講座の内容を見直し、実施について検討してまいります。

## 基本施策3 住民への啓発と周知

### 評価

市民意識調査において、自殺に関する用語で知っているものの中においては、「ゲートキーパー」を知っている人の割合が高くなっておりませんが、認知度は6.6%と低く、引き続き啓発が必要であります。また、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、市広報、ホームページ等により周知を行いました。市の取組への認知度は低いことが分かりました。

### 今後取り組む内容

- ①ゲートキーパーについては、その役割を普及できるよう啓発方法を検討し、継続実施してまいります。
- ②相談窓口の啓発については、相談内容に応じた相談先があることを含め、どの世代でも相談先の情報を把握できる周知方法を検討し、継続実施してまいります。さらに、多様な手段（広報、ホームページ、Facebook等のSNS等）を活用し、引き続き相談窓口の啓発を行ってまいります。
- ③自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、図書館企画展等のイベントを企画し、自殺対策における無関心層への啓発を行ってまいります。
- ④定期的なみらーれテレビでの「こころの健康づくり」の情報発信を継続して行ってまいります。
- ⑤保健師が地区や企業等に出向き、職員出前講座「こころの健康づくり」を実施してまいります。職員出前講座では、心身の健康の重要性、ストレス対処方法、相談機関等についての情報提供を行ってまいります。

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

### 評価

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、対面での相談件数が減少しております。

### 今後取り組む内容

- ①新型コロナウイルス感染症の流行により、健康不安や経済問題に影響を与えている中、引き続き、適切な相談窓口につなげることができるよう相談窓口を周知してまいります。
- ②対面以外での多様な手段（オンライン）による相談方法等を検討し、実施してまいります。

## 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 評価

「こころすこやか事業（若年層啓発普及出前講座）」は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、若年層啓発普及出前講座の実施実績がない年もありました。

### 今後取り組む内容

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な小中高生の自殺者数の増加を受け、今後、子どもがSOSを出しやすい環境を学校教育課と連携して整備してまいります。
- ②子どもが発するサインを見逃さない体制づくりをこども支援課や学校教育課と連携し、進めてまいります。
- ③若年層啓発普及出前講座の実施について、継続して周知し、実施に結びつけてまいります。若年層啓発普及出前講座の内容を具体化して示すなどリーフレットの内容について検討してまいります。
- ④対面での若年層啓発普及出前講座の実施に加え、オンラインによる実施を検討してまいります。

## 2 重点施策について

### 重点施策1 勤務問題対策

#### 評価

黒部商工会議所を通じて「こころすこやか事業（職域人材養成講座）」のリーフレットを各企業に配布しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、実施実績がない年もありました。

#### 今後取り組む内容

- ①企業・労働者向けこころすこやか事業の実施について、継続して周知し、実施に結びつけてまいります。職域人材養成講座の内容を具体化して示すなどリーフレットの内容について検討してまいります。
- ②働く人のメンタルヘルスをはじめ、健康問題に関する適切な対応方法等の啓発を引き続き情報発信してまいります。
- ③対面での職域人材養成講座の実施に加え、オンラインによる実施を検討してまいります。

### 重点施策2 高齢者対策

#### 評価

福祉課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等に対し、高齢者生活全般の相談に対応しており、必要な社会資源の利用支援を行っております。

#### 今後取り組む内容

- ①認知症サポーターの養成と活動支援
  - ・ 認知症について正しく理解し、地域で認知症の方やその家族を支援するための啓発・普及を行ってまいります。
  - ・ 認知症サポーター養成講座の受講対象者を拡大し、継続して実施してまいります。
  - ・ 認知症サポーターが地域で活躍していけるよう、活動の支援を推進してまいります。
- ②地域住民主体の通いの場の参加者の拡充
  - ・ 各地区での住民主体で行う通いの場に参加できる参加者を増やすことで、社会的孤立を防ぎ、高齢期うつ予防に努めてまいります。
- ③高齢者在宅福祉サービスの利用への支援
  - ・ 高齢者及びその家族に対し、心身の負担を軽減するため、引き続き必要なサービスに結び付けることができるよう努めてまいります。

### 3 新たな取組について

2022年令和4年改訂の「自殺総合対策大綱」において、女性に対する支援の強化として、妊産婦への支援、新型コロナウイルス感染症の流行で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策が当面の重点施策に位置付けられたことに伴い、「女性の自殺対策の更なる推進」を追加します。

#### 新たな取組 女性の自殺対策の更なる推進

##### 今後取り組む内容

女性の自殺対策は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえた対策を講じていく必要があります。女性の自殺を低下させるため、相談窓口に関する情報等の分かりやすい発信をするとともに、地域での支援・相談体制の充実を図ってまいります。

- ①妊産婦への支援の充実
- ②課題や困難な問題を抱える女性への支援（女性相談）

## 第5章 自殺対策における今後の取組指標

2026年（令和8年）度目標値については、当初の計画及び評価を踏まえ、第2次黒部市総合振興計画後期基本計画目標値（2027年）を反映させ、設定します。

また、2022年（令和4年）改訂の「自殺総合対策大綱」において、重点施策の拡充と共に、新規に女性の自殺対策を更に推進することが重点施策に追加されたことから、次のとおり設定し、庁内関係課及び関係機関と連携して、取組を進めてまいります。

### 1 基本施策について

基本施策	成果指標項目	新目標値 2026年度	関係課等
地域におけるネットワークの強化	自殺対策ワーキング連絡会議の開催	年1回	庁内関係課
	[市民意識調査] 自殺についての考え方で「身近な見守り等地域の力が必要だ」と回答する人の割合	50.0%	健康増進課
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の実施	対象者の拡充	健康増進課
住民への啓発と周知	消費者生活相談出前講座の参加人数	※ 500人	市民環境課
	[市民意識調査] 自殺に関する用語で「ゲートキーパー」を知っている人の割合	20.0%	健康増進課
生きることの促進要因への支援	母子健康相談延件数	※ 750人	健康増進課
	子育て支援センター及び子育て支援室の利用児童延べ人数	※14,320人	こども支援課
	[市民意識調査] 自死遺族の相談を受けた場合、「専門家の相談を受けるように勧める」と回答する人の割合	50.0%	健康増進課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	学校へ行くのが楽しいと感じている児童・生徒の割合	※ 100%	学校教育課
	小中学生向けこころすこやか事業の実施	毎年 小中学校 1校にて実施	健康増進課

## 2 重点施策について

重点施策	成果指標項目	新目標値 2026年度	関係課等
勤務問題対策	企業・労働者向けこころすこやか事業の実施	年間 4事業所	健康増進課 黒部市 商工会議所
高齢者対策	見守りに携わる実人数	※ 1,000人	福祉課
	認知症サポーター数	※ 6,100人	福祉課
	地域住民主体の通いの場の参加者 延べ人数	※ 1,015人	福祉課
	要擁護高齢者在宅福祉サービスの利用 延べ件数	※ 3,700件	福祉課
新 女性の自殺対策の 更なる推進	母子健康相談延件数(再掲) (妊産婦への支援の充実)	※ 750人	健康増進課
	課題や困難な問題を抱える女性への支援 (女性相談)	女性相談 窓口の周知	生涯学習 文化課

※第2次黒部市総合振興計画後期基本計画 2027年 目標値

# 1 黒部市健康増進計画策定等に係る健康づくりに関する意識調査（アンケート）調査結果

## 1 調査の目的

本市では、2023年（令和5年）度に「第3次黒部市健康増進計画」の策定及び「黒部市自殺対策推進計画」の中間評価を実施することとしました。策定及び中間評価を行うにあたり、市民のからだと心の健康状態や生活習慣等を把握するなど、今後の施策展開に関する基礎資料を得ることを目的に、本調査を実施しました。

## 2 調査の設計

調査対象者	20歳以上の市民（無作為抽出）
調査期間	令和5年7月28日～8月18日
調査方法	郵送方式による配布、郵送及びウェブによる回収

## 3 調査の配布と回収状況

配布数	1,000人
有効回答数	351人
有効回答率	35.1%

## 4 報告書の記載方法

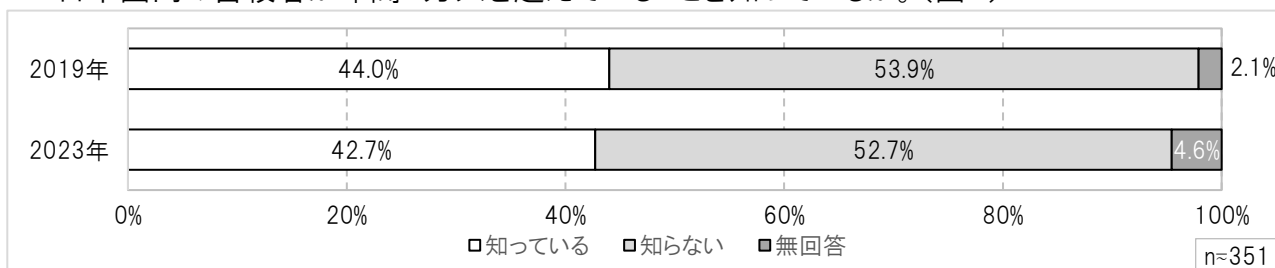
調査結果の数値については、小数点第2位以下を四捨五入している。基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数としている。

## 5 調査の結果

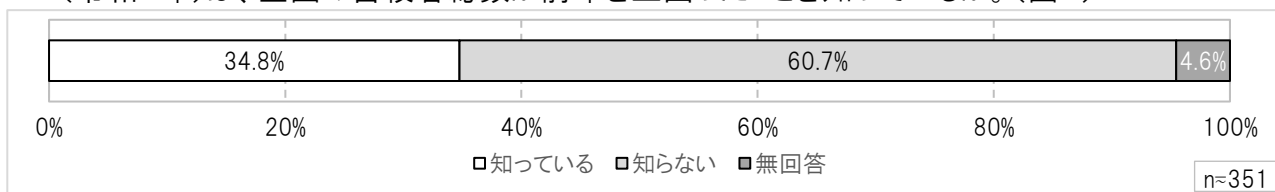
### （1）自殺の現状について

○全国の自殺者の動向について、いずれの項目も「知らない」が半数以上となっています。

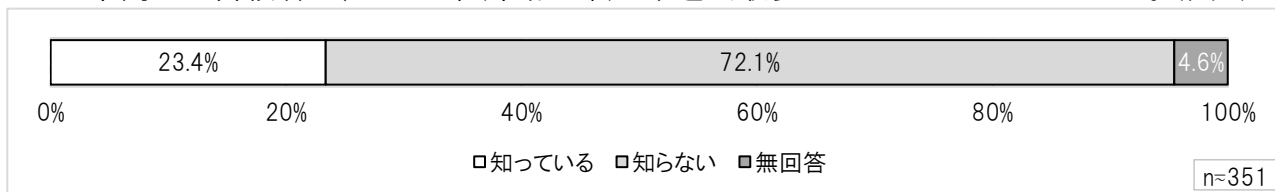
■日本国内の自殺者が年間2万人を超えていることを知っているか。（図1）



■2006年（平成18年）から国の自殺対策が行われたことにより減少していた自殺者が、2020年（令和2年）は、全国の自殺者総数が前年を上回ったことを知っているか。（図2）



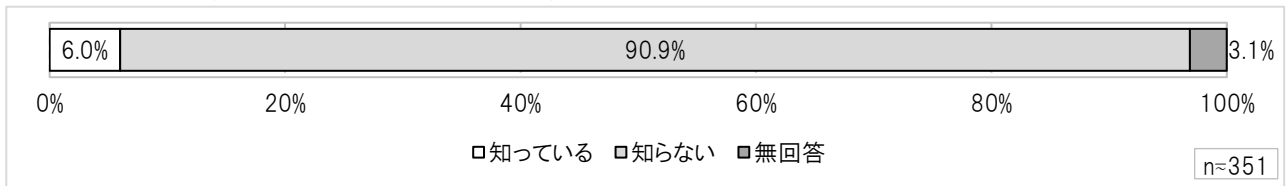
■小中高生の自殺者が、2020年（令和2年）は、過去最多となったことを知っているか。（図3）





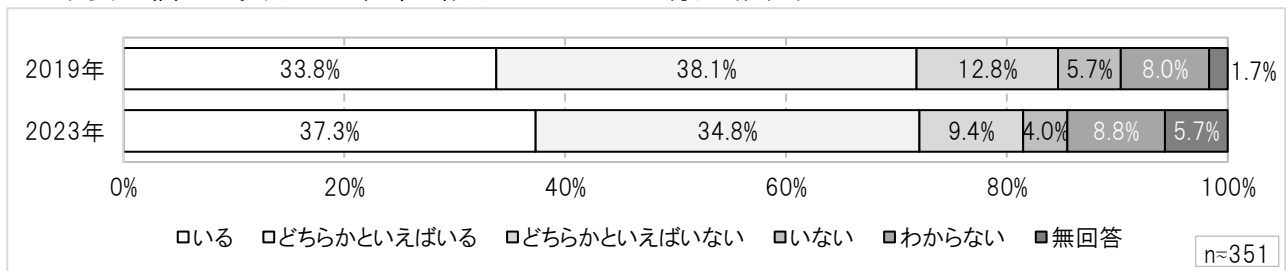
○黒部市の自殺者の現状について、「知らない」は90.9%となっている。

■黒部市では、高齢者の自殺死亡率が、全国の死亡率を上回っていることを知っているか。(図4)



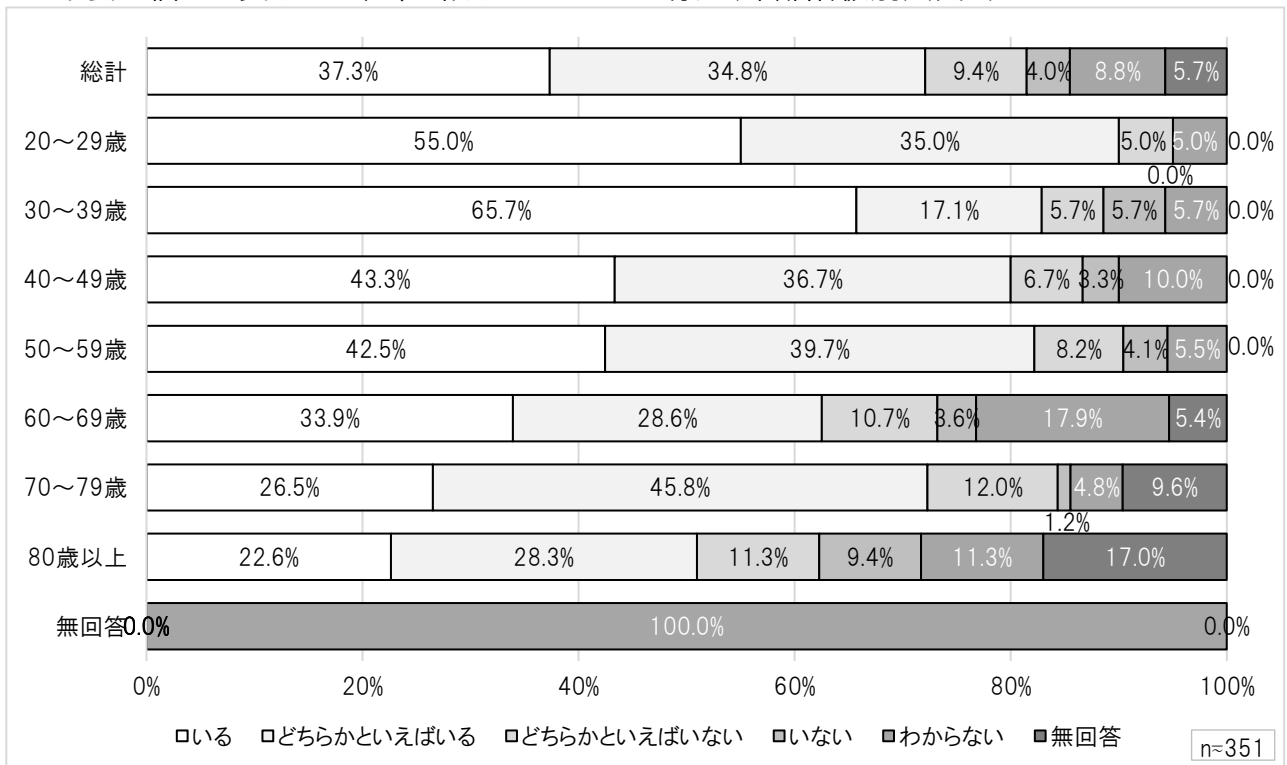
○不安や悩みを聞いてくれる人の有無は、「いる」「どちらかといえばいる」が2019年(平成31年)で71.9%、2023年(令和5年)で72.1%であり、横ばいです。

■不安や悩みを受け止め、耳を傾けてくれる人の有無(図5)



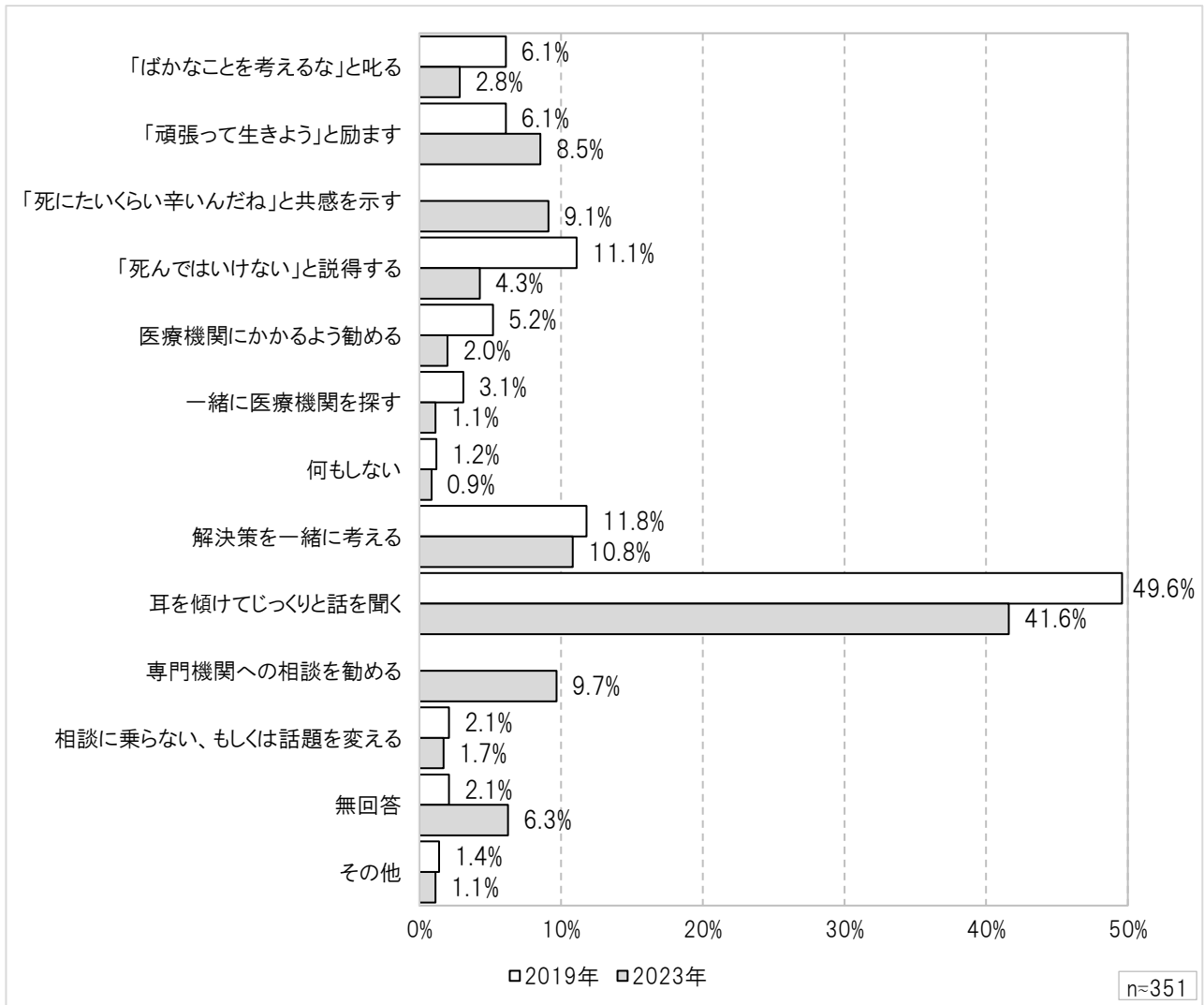
○2023年(令和5年)では、「いる」(37.3%)が最も高く、次いで「どちらかといえばいる」(34.8%)となっています。また、年齢階級別にみると、「どちらかといえばいない」「いない」の割合は「60~69歳」(19.3%)と「80歳以上」(20.7%)で約2割となっています。

■不安や悩みを受け止め、耳を傾けてくれる人の有無(年齢階級別)(図6)



○身近な人に「死にたい」と打ち明けられた時の対応として、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」(41.6%)をあげた割合が最も高く、次いで「解決策を一緒に考える」(10.8%)、「専門機関への相談を勧める」(9.7%)となっています。

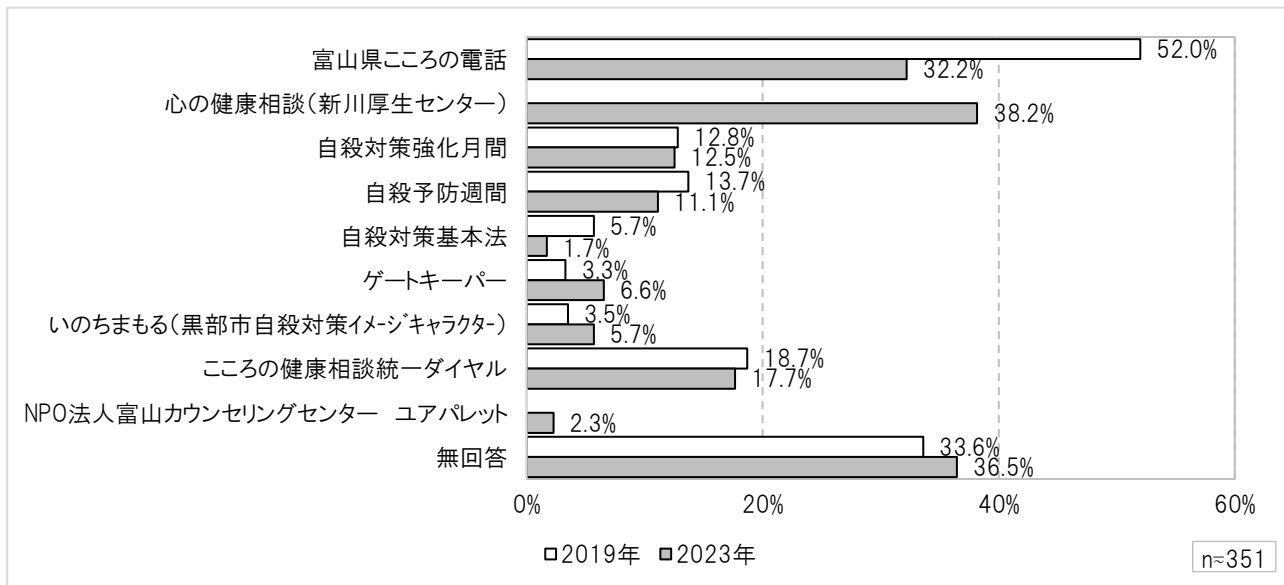
■不安や悩みを受け止め、耳を傾けてくれる人の有無(図7)



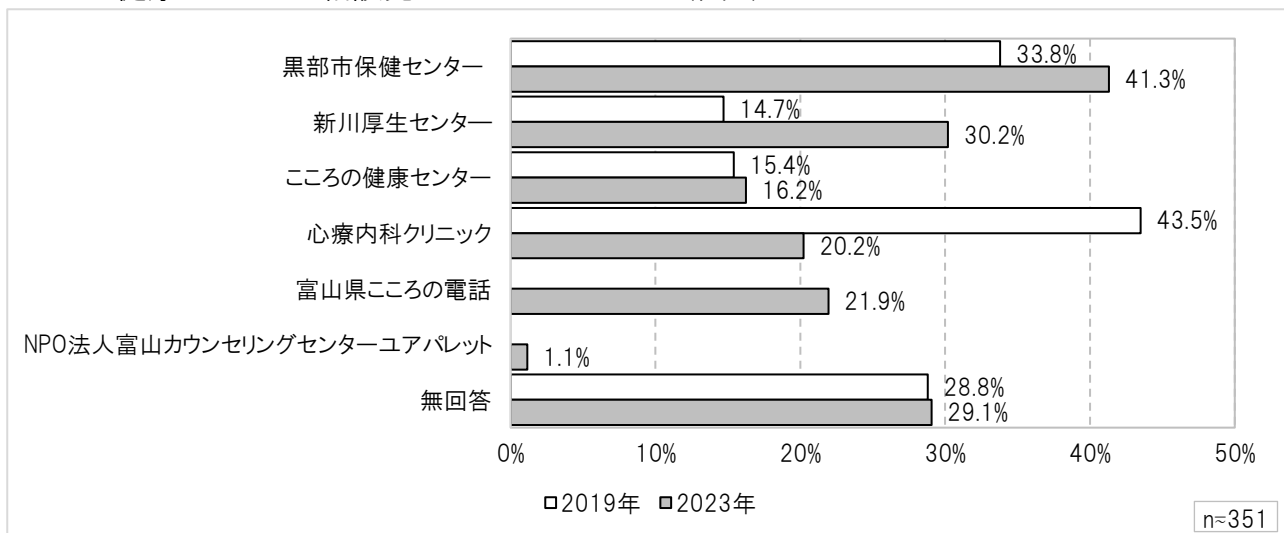
## (2) 自殺に関する知識について

- 自殺対策に関係がある用語で知っているものは「心の健康相談」(38.2%)と最も高く、次いで、「富山県こころの電話」(32.2%)、「こころの健康相談統一ダイヤル」(17.7%)となっています。
- 相談先については、「保健センター」(41.3%)が最も多く、次いで「新川厚生センター」(30.2%)、「富山県こころの電話」(21.9%)となっています。
- 自殺対策に関する講演会や研修会の参加には、「いいえ」(82.3%)が多く、2019年(平成31年)より多くなっています。

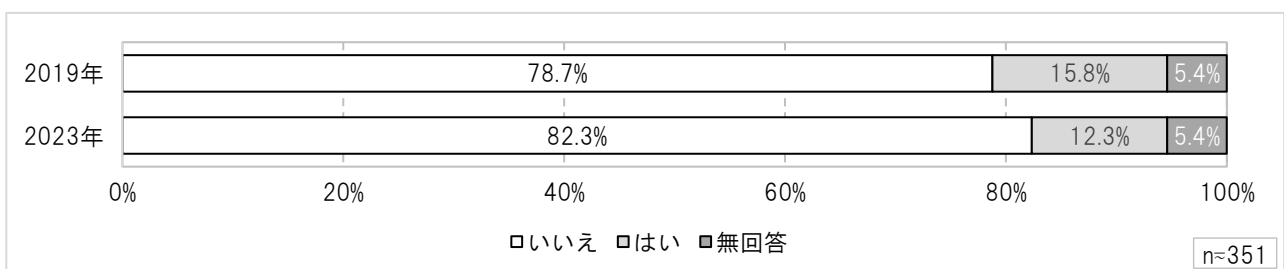
### ■自殺対策に関係がある用語で知っているもの(図8)



### ■心の健康についての相談先として知っているもの(図9)

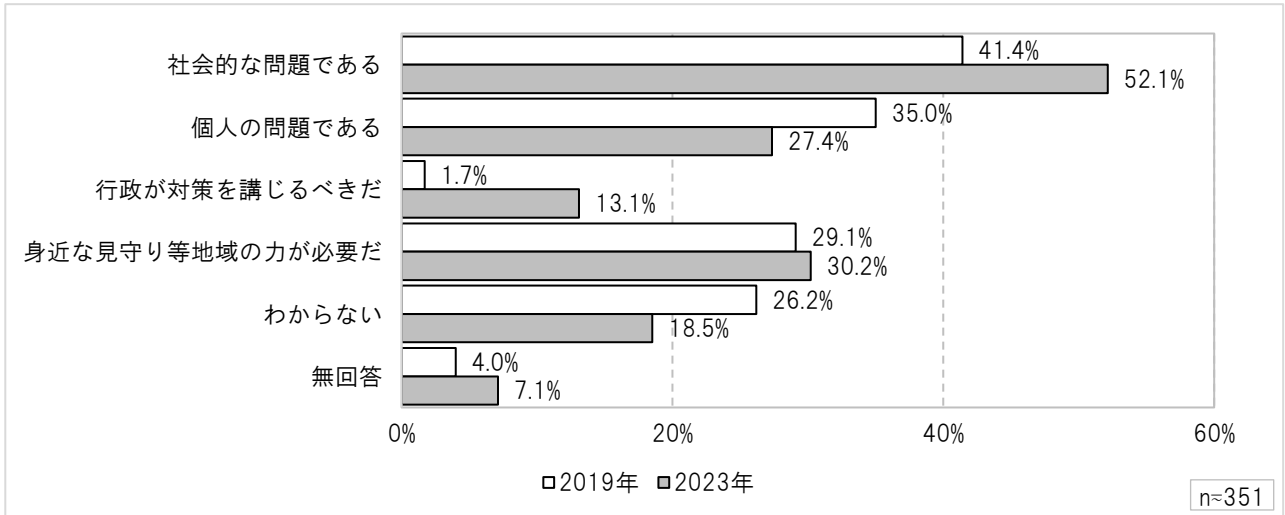


### ■自殺対策に関する講演会や研修会の参加希望(図10)

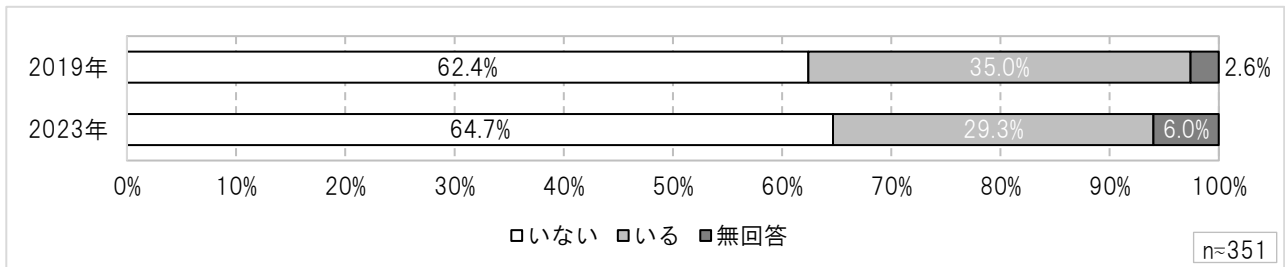


- 自殺についての考えでは、「社会的な問題である」(52.1%)と最も高く、次いで「身近な見守り等地域の力が必要だ」(30.2%)、「個人の問題である」(27.4%)となっています。
- 周囲で自殺(自死)した方の有無は、「いない」(64.7%)が多くなっています。
- 自死遺族の方から相談された場合の最も対応する可能性が高い行動については、「話を聴く」(57.5%)が最も高く、次いで「専門家の相談を受けるように勧める」(19.1%)であり、前回アンケートと同じ順になっています。

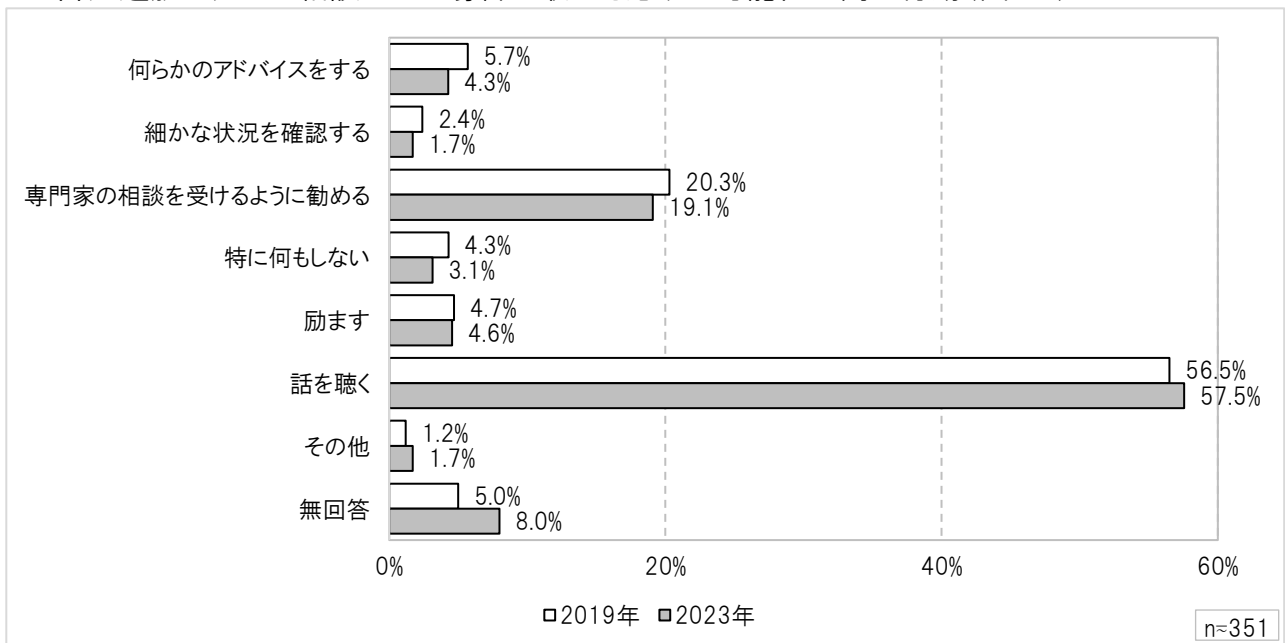
■自殺についての考え(図 11)



■周囲で自殺(自死)した方の有無(図 12)



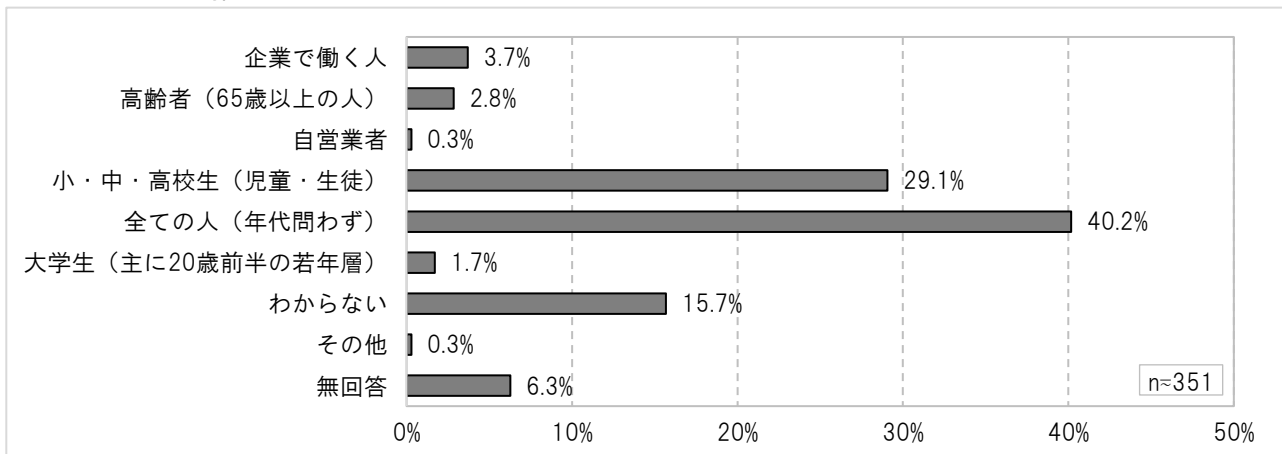
■自死遺族の方から相談された場合の最も対応する可能性が高い行動(図 13)



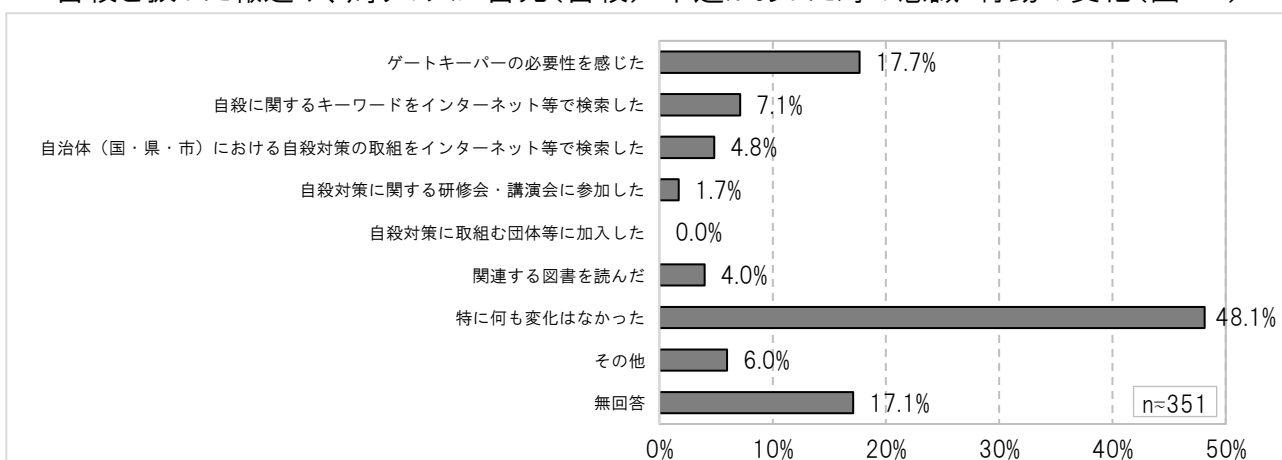
### (3) 自殺対策について

- 自殺対策を推進した方が良いと思う対象は、「全ての人（年代問わず）」（40.2%）が最も高く、次いで「小・中・高校生（児童・生徒）」（29.1%）となっています。
- 自殺を扱った報道や、周りの人に自死（自殺）・未遂があった時の意識・行動の変化は、「特に何も変化はなかった」（48.1%）が最も多く、次いで「ゲートキーパーの必要性を感じた」（17.7%）、「自殺に関するキーワードをインターネット等で検索した」（7.1%）となっています。
- 日頃ストレスや悩みを抱えていることは、「家族問題」（37.3%）が最も多く、次いで「健康問題」（33.0%）、「勤務問題」（26.2%）となっています。

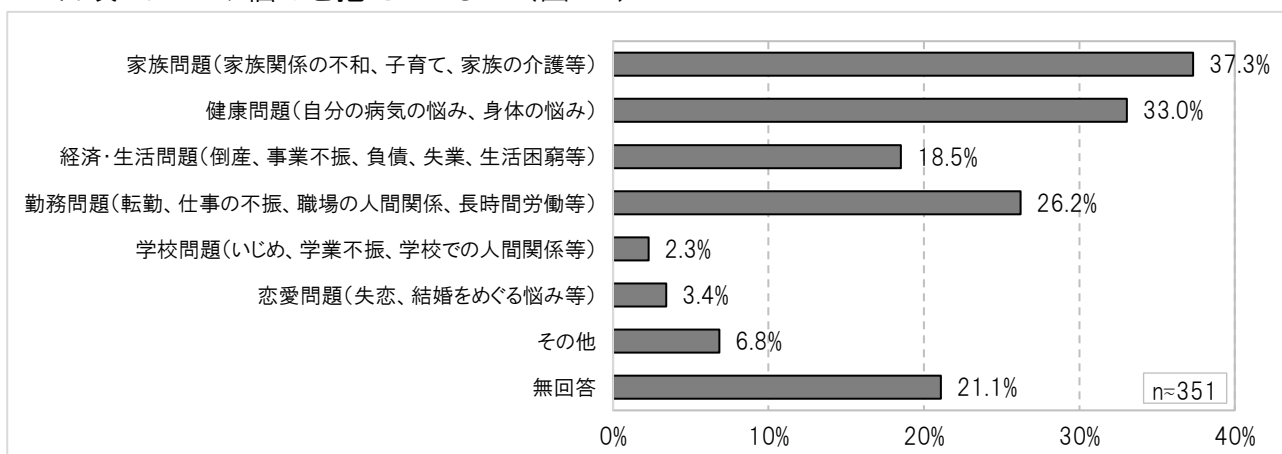
#### ■自殺対策を推進した方が良いと思う対象(年代)(図 14)



#### ■自殺を扱った報道や、周りの人に自死(自殺)・未遂があった時の意識・行動の変化(図 15)



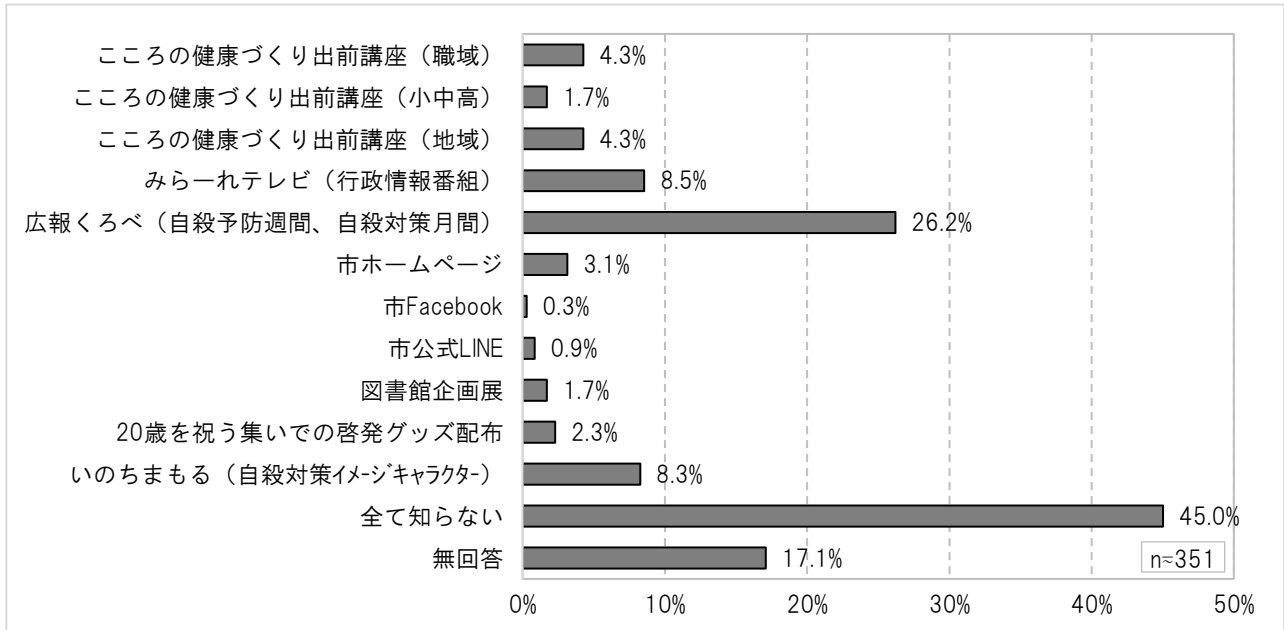
#### ■日頃ストレスや悩みを抱えていること(図 16)



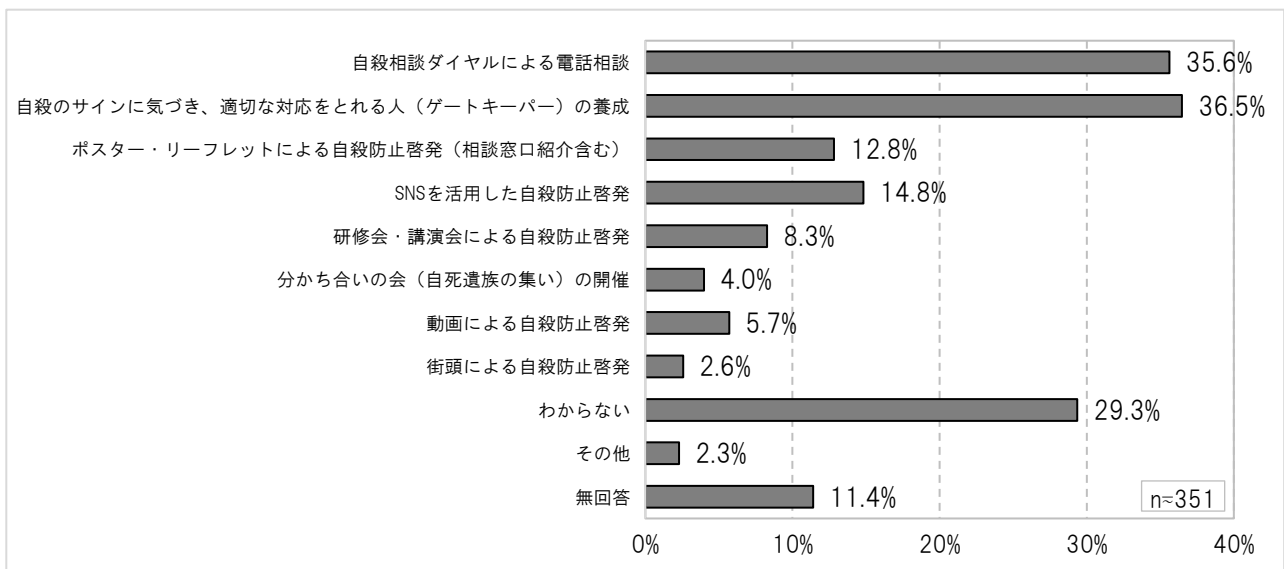
○黒部市の自殺の取組として知っているものは、「全て知らない」(45.0%)となっており、市の取組の周知が不足していることが分かります。取組の中では、「広報くろべ」(26.2%)が最も高く、次いで「みらーれテレビ(行政情報番組)」(8.5%)、「いのちまもる(自殺対策イメージキャラクター)」(8.3%)となっています。

○自殺対策の取組として効果的だと思うものは、「ゲートキーパーの養成」(36.5%)が最も高く、次いで「自殺相談ダイヤルによる電話相談」(35.6%)、「SNSを活用した自殺防止啓発」(14.8%)となっています。

■黒部市の自殺の取組として知っているもの(図 17)



■自殺対策の取組として効果的だと思うもの(図 18)



## 2 黒部市健康づくり推進協議会規程

(設置)

第1条 市民の健康づくりにより住民の福祉向上と効果的事業を推進するため黒部市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が計画する健康づくり推進事業に関すること。
- (2) 健康づくり推進事業活動について、市が提出する実施計画の意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が健康づくり推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市内の医療機関に従事する医師
- (2) 市内の社会教育、福祉に関係する団体又は機関を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平20告示24・一部改正)

(委員の任期)

第4条 前条により委嘱する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長の諮問に応じ、会長が招集しその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年2月20日告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 3 黒部市健康づくり推進協議会委員名簿

	役 職	氏 名
1	黒部地区医師会会長	大橋 直樹
2	黒部市歯科医師会会長	梅川 哲也
3	富山県新川厚生センター所長	大江 浩
4	黒部市民病院 健康管理センター所長	清水 正司
5	黒部市自治振興会連絡協議会代表	西本 初博
6	黒部市社会福祉協議会事務局長	長田 行正
7	黒部市老人クラブ連合会副会長	高橋 幸子
8	黒部市母子保健推進員連絡協議会会長	中西 由美子
9	黒部市食生活改善推進協議会会長	菅野 宏美
10	黒部商工会議所指導課長	村井 隆俊
11	黒部市小学校長会代表	山田 園美
12	黒部市 PTA 連絡協議会委員	末上 哲平
13	黒部市体育協会常務理事	瀧澤 茂宏
14	公募委員	朝野 時子
15	公募委員	石塚 俊朗



## 黒部市自殺対策推進計画中間評価

発行日	令和 6 年 3 月
発行者	黒部市 市民福祉部 健康増進課
住 所	〒938-8555 富山県黒部市三日市 1301 番地
T E L	0765-54-2411
F A X	0765-54-2519